

学校で予防すべき感染症(出席停止になる感染症)一覧

学校で予防すべき感染症は、学校保健安全法施行規則第18・19条で定められています。感染症にかかった場合は感染拡大防止のため出席停止となりますので、速やかに学校へ連絡してください。出席停止期間は自宅で休養し、登校時には医療機関で治療証明書を記入してもらい提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日又は無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜性菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症（O-157等） 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 RSウイルス感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性紅斑（リンゴ病） ヘルパンギーナ 手足口病 帯状疱疹	医師により感染のおそれがないと認められるまで ※欠席の必要がない場合あり
	その他感染症*1	医師により感染のおそれがないと認められるまで

*1「学校において予防すべき感染症の解説<平成30年3月発行>」公益財団法人日本学校保健会を参考にしてください